

3. サービス内容

主治医の指示書に基づき、利用者にあった看護計画を立案し、利用者の自宅で看護師等がサービスを提供します。

- (1) 病状・障害の観察及び心身機能・環境状況などの把握
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 療養上の世話
- (4) 裕創の予防・処置
- (5) 精神科リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) 社会資源の情報提供・手続き等の援助
- (9) 主治医、関係機関との連絡・調整
- (10) その他医師の指示による医療処置

4. 利用料金

- (1) 自己負担額は、原則被保険者証に記載されている負担金率により算定された額となりますが、生活保護法に基づく医療扶助や自立支援医療等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。(別紙参照)
- (2) サービス提供のために利用する電気、ガス、水道、電話等の費用については、利用者のご負担となります。

(3) その他の利用料

- 1) 営業時間内で 90 分を超える訪問看護料：30 分あたり 1,000 円
- 2) 営業時間外で 90 分を超える訪問看護料：30 分あたり 2,000 円
- 3) 交通費：当事業所から 5 キロメートル以上 200 円 (一律)

(4) キャセル料

100 円です。

前日の午後 5 時までに連絡をいただければ、予定されたサービスを中止または変更ができます。この場合、キャンセル料は発生しません。

㊟：訪問当日連絡なく訪問に伺いキャンセルとなった場合は、1000 円を請求させて頂きます。但し、急な入院や受診などやむ得ない事由がある場合は請求致しません。

5. 支払い方法

サービス料金は、1 ヶ月毎に計算し、利用者はこれを翌月 20 日までにお支払い下さい。お支払い方法は、現金払いとなります。